

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 ..... 教育財務課 1頁

### お 知 ら せ

令和8年6月9日付け三重県公報第726号に、教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示が次のように掲載されました。

#### 三重県告示第387号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表第19号の項（C）の欄を次のように改める。

県立高等学校で 学ぶ生徒の授業 料への助成に要 する経費
---------------------------------------

別表第1の表第20号の項（C）の欄を次のように改める。

県立高等学校で 学ぶ生徒の授業 料への助成に要 する経費
---------------------------------------

別表第1の表第21号の項（C）の欄を次のように改める。

県立高等学校専 攻科で学ぶ生徒 の授業料への助 成に要する経費
--

別表第1の表第27号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

高校生等・新修 学支援事業補助 金	高等学校就学支 援金補助金の対 象外となる外国 籍の生徒に対し て、授業料相当 額を助成するこ とで、教育費の 負担軽減を図る。	県立高等学校で 学ぶ生徒の授業 料への助成に要 する経費
-------------------------	---	---------------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金等から適用する。